

徳島県工事関係書類等の 適正化ガイドライン

令和38年105月

徳島県 県土整備部 建設管理課

■**本ガイドライン**は、徳島県県土整備部~~及び各総合県民局県土整備部~~が発注する土木工事について適用します。

■**本ガイドライン**では工事関係書類を必要最小限にするため、削減可能な工事書類や設計変更に係る考え方等を紹介しています。

■**本ガイドライン**を活用し、工事関係書類等の適正化に向けた積極的な取り組みをお願いします。

※なお、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。法令等に規定された書類の作成は適正に行ってください。

徳島県工事関係書類等の適正化ガイドラインの発行にあたり

建設業界における労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手の確保のため、より働きやすい職場環境となるよう、現場技術者の負担軽減を目的として、平成30年度に徳島県工事関係書類等の適正化検討タスクフォース(以下、「適正化検討タスクフォース」という)を計3回開催し、工事関係書類等の適正化の検討を行いました。

業界団体や適正化検討タスクフォースでの意見から、受注者が不要な書類を作成していることや、発注者から受注者への指示について受発注者間で合意形成できていない事例が確認できました。

そこで、これらの内容について整理し、工事関係書類等の適正化が図れるよう「**徳島県工事関係書類等の適正化ガイドライン**」をとりまとめました。

今後も更なる工事関係書類等の適正化に努めてまいります。

適正化検討タスクフォース事務局
徳島県 県土整備部 建設管理課

徳島県工事関係書類等の適正化検討タスクフォースについて

○スケジュール

第1回会議(H30.7.24)

・TFメンバーと業界団体から意見聴取

県内建設会社向け意見調査集計(H30.8.3)

第2回会議(H30.9.3)

・意見の内容確認、課題抽出

第3回会議(H31.1.15)

・意見の再整理、対応方針の発表

○コーディネーター

徳島県県土整備部建設管理課 1名

○タスクフォース構成員

一般社団法人徳島県建設業協会	1名
徳島県土木施工管理技士会	1名
徳島県農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課	1名
徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課	1名
徳島県農林水産部東部農林水産局徳島庁舎	2名
徳島県県土整備部東部県土整備局徳島庁舎	2名
徳島県出納局公共入札検査課	1名
徳島県企業局事業推進課施設基盤整備室	1名
徳島県県土整備部建設管理課	1名

合計11名

【改定履歴】

R1.5 策定

R2.7 改定

R3.10 改定

はじめに

徳島県では、令和元年に「徳島県工事関係書類等の適正化ガイドライン」策定を契機に工事書類の簡素化に努めてまいりました。

本県は2050年に人口が48万人まで落ち込むと推計される局面にあります。建設産業においても、就業者数はピーク時であった平成7年から約5割まで半減し、他産業と比較しても急速な労働力不足と高齢化が進む、極めて厳しい状況に置かれています。

本県の建設産業が次世代にとって「選ばれる産業」であり続けるために、受発注者双方が抱えている問題を集約し、生産性の向上や働き方改革の推進等多角的な観点から本ガイドラインを改定しました。

これまでは、主に現場技術者の負担軽減を目的に資料を整理してまいりましたが、今後は受発注者双方の共通認識を図るガイドラインとして位置づけ、工事関係書類の更なる適正化の推進に取り組みます。

本ガイドラインは徳島県HPに掲載するとともに、関係業団体、受注者、監督員、検査員、現場技術員においては本ガイドラインに基づき工事書類の簡素化に取り組むよう周知徹底を図ってまいります。

令和8年5月

徳島県県土整備部 建設管理課

目次

1	施工計画書・施工管理体制(一部改定).....	1
2	施工・安全管理(一部改定)	10
3	写真管理(一部改定)	27
4	材料品質管理書類(一部改定)	29
5	出来形管理書類 (一部改定)	33
6	日報等の報告 (一部改定)	○
6 7	書類の提出が対象外となる工事 (一部改定)	39
7 8	書類提出が不要となる場合 (一部改定)	45
8 9	設計変更	50
9 10	関係基準等の保存場所(県HP) (一部改定)	52

1 施工計画書・施工管理体制

照査の結果により生じた、計画の見直し、図面の作成、構造計算、追加調査等の書類作成は発注者の責任で実施

【受注者が実施する部分】

- ・ 設計照査の結果を説明するための資料作成。
（現地地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等）

【発注者が実施する部分】

- ・ 照査の結果により生じた、計画の見直し（比較検討表の作成含む）、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等。
- ※受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。

 詳細は「徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)」の最新版を参照

「施工計画書」の提出が必要な工事について

変更なし

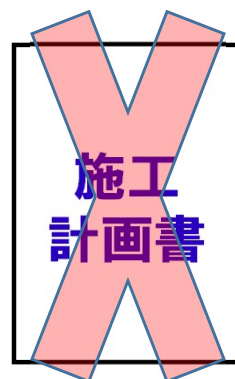
以下の①～③のいずれかの工事では、受注者は工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての「**施工計画書**」を監督員に提出する必要がある。

- ① **当初**請負対象金額が5,000万円以上の工事
- ② 低入札工事
- ③ 仕様書に明記のある工事

上記①～③の全てに
該当しない工事



施工計画書の提出は不要



※この場合、**施工計画書を提出しても
工事成績評定に反映されません。**

徳島県土木工事共通仕様書

1-1-1-5 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(以下「低入札工事」という。)及び仕様書に明記のある工事においては、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

変更施工計画書は施工計画に大きく影響しない場合は提出不要

- ・数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の作成、提出は不要
(軽微な変更の事例)
- ・工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更、条ズレ、ページの変更等

変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出すれば良い

- ・変更施工計画書は、変更が生じないページを改めて提出する必要はない
(最終的な変更施工計画書として統合、再提出を行う必要はない)
- ・項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要はない

「施工体制台帳」、「施工体系図」の提出が必要な工事について

見え消し

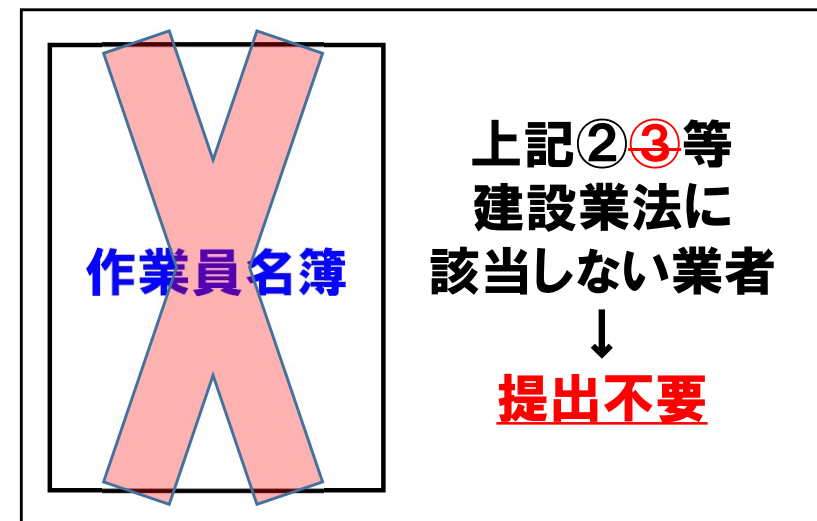
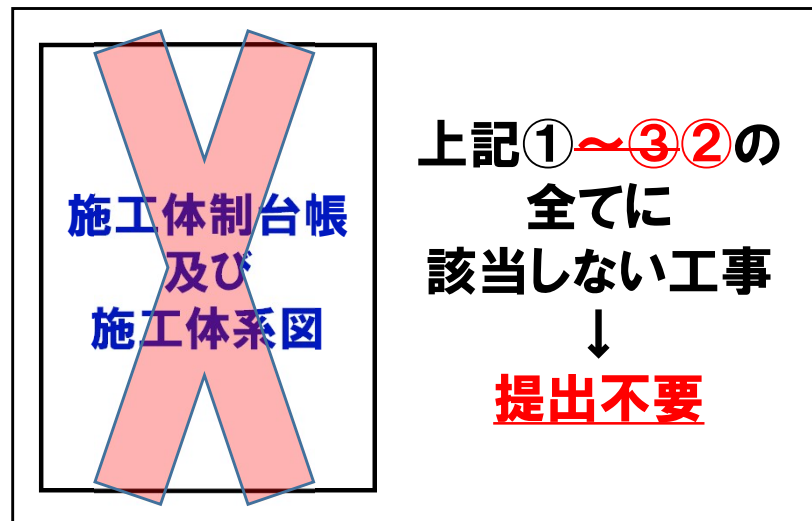
以下の①～③②の場合、受注者は「**施工体制台帳**」及び「**施工体系図**」の提出が必要。

① 下請契約を締結(建設業者)

② 交通誘導警備員を配置(警備業者)

③ **土砂等を運搬する大型自動車を配置(運搬業者)**

※②③の作業員名簿は、建設業法に該当しないため、**提出不要**



徳島県土木工事共通仕様書 1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

1. 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の3及び4の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「**施工体制台帳**」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

2. 施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約(以下の3及び4の場合を含む。)を締結した場合は、格下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

3. 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

4. 運搬業者の記載

受注者は、**土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。**

施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限とする

- **元請施工のみ**の場合、施工体制台帳、施工体系図、作業員名簿は**不要**。
- **土砂等を運搬する大型自動車を配置する（運搬業者）**の施工体制台帳、施工体系図、作業員名簿の**記載は不要**。

【施工体制台帳に添付を必要とする書類】

- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し（注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し）
- 元請負人の配置技術者が主任（監理）技術者資格を有することを証する書面又は写し（監理技術者は監理技術者資格証の写しに限る）
- 監理技術者補佐を置いた場合は、監理技術者補佐資格を有することを証する書面又は写し
- 専門技術者を置いた場合は、資格を有することを証する書面（国家資格等の技術検定合格証明書等の写し）
- 元請の主任（監理）技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるものの写し

【施工体制台帳に添付が不要な書類の事例】

- 建設業許可や警備業認定証の写し
- 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- 監理技術者などの技術者届の写し
- 見積依頼書及び見積書（ただし、見積書は契約書に「別紙見積書のとおり」と記載されている場合等、内訳書としての位置づけであれば添付すること）
- 技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し
- 外国人就労者関係の書類（一号特定技能外国人建設現場入場届出書等）
- 警備業者との契約書及び警備員の資格の写し（ただし、監督員が求めた場合は提示が必要）

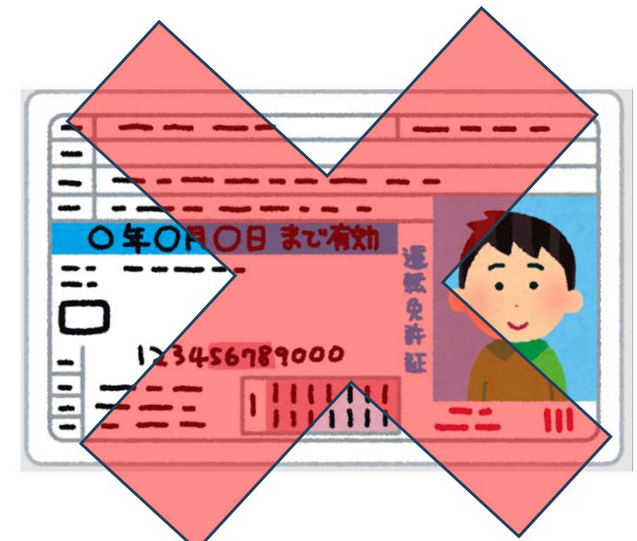
「作業員名簿」は下請契約を締結時に施工体制台帳提出に併せ提出

「作業員名簿」の変更分（作業員の増員等）の提出は、
新たな下請契約の締結時の施工体制台帳提出に併せて良い。
※新たな下請契約を締結しなかった場合は、工事完了時に変更分を提出。

施工体制台帳
の変更



作業員名簿
の変更



資格・免許証等の
添付書類は不要

 作業員名簿の記載例はP8を参照

(参考) 作業員名簿作成例 ※国土交通省HPから引用

新規

作業員名簿の記入例

作業員名簿を作成又は変更した年月日を記入 (令和3年3月12日作成)

作業員名簿を提出した年月日を記入 (提出日 令和3年3月12日)

事業所の名称・現場ID: 国交建設(株) (09009000000000)

所長名: 国土 太郎

施工現場の所長名を記入

作成建設業者の名称を記入

建設工事に従事する者の記号を記入

雇用保険番号の被保険者番号の下4桁を記入

一次会社名・事業者ID

(次)会社名・事業者ID

建設工事に従事する者が受けている技能講習を記入

建設工事に従事する者の氏名・ふりがなを記入

建設工事に従事する者の職種を記入

建設工事に従事する者の生年月日・年齢を記入

建設工事に従事する者が加入している保険(健康・年金・雇用)を記入

共済制度(建退共・中退共)の加入の有無を記入

建設工事に従事する者が受けている教育(雇入・職長・特別)を記入

建設工事に従事する者が取得している資格を記入

現場入場及び受入教育を実施した年月日を記入

番号	ふりがな		職種	生年月日		健康保険		建設業退職金共済制度	教育・資格・免許		入場年月日
	氏名	技能者ID		年齢	年金保険	雇用保険	雇入・職長特別教育		技能講習	免許	
1	国土 次郎	1111111111111111	建築	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	無	有	職長・安全衛生責任者	一級建築施工管理技士	△△年△△月△△日
	国土 三郎	1111111111111111		〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	無				無
2	西田 西郎	1111111111111111	配管	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	有	有	玉掛け		△△年△△月△△日
	西田 西郎	1111111111111111		〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	有	有				無

○注意事項

- 建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 「 」は、建設業法で定められた記載事項です。
- 事業者ID、現場ID及び技能者IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- Ⓜ …現場代理人
- Ⓜ …作業主任者(注2)
- ♀ …女性作業員
- Ⓜ …18歳未満の作業員
- Ⓜ …主任技術者
- Ⓜ …職長
- Ⓜ …安全衛生責任者
- Ⓜ …雇入向上教育
- Ⓜ …危険有害業務・再発防止教育
- Ⓜ …外国人技能実習生
- Ⓜ …外国人建設就労者
- 1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一括でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載) 専業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

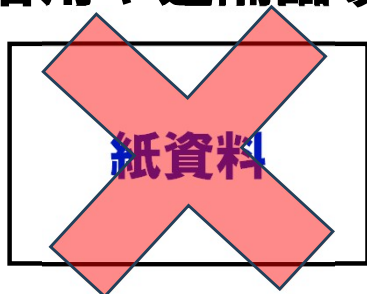
(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

2 施工・安全管理

各種打合せは、WEB会議、電子モニター等を活用する

- WEB会議等を積極的に活用し、対面の場合、説明資料は電子モニターやタブレット等を活用することを基本とし、紙資料の準備は不要とする。
- 説明資料は既存の協議・照査資料の活用に努め、詳細図面や写真等に代えて動画等の活用や遠隔臨場を合わせて実施することも可能とする。

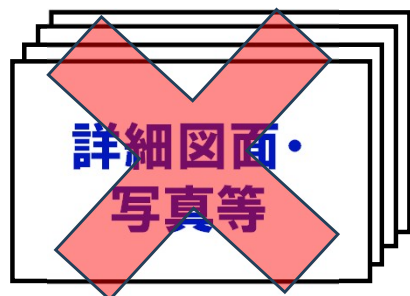


紙資料は不要

電子化



電子モニターやタブレットを活用し、WEB会議等を積極的に活用



多数の詳細図面や写真等による説明

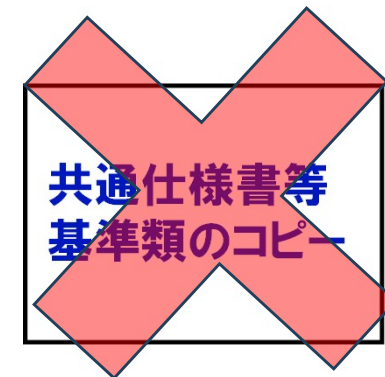
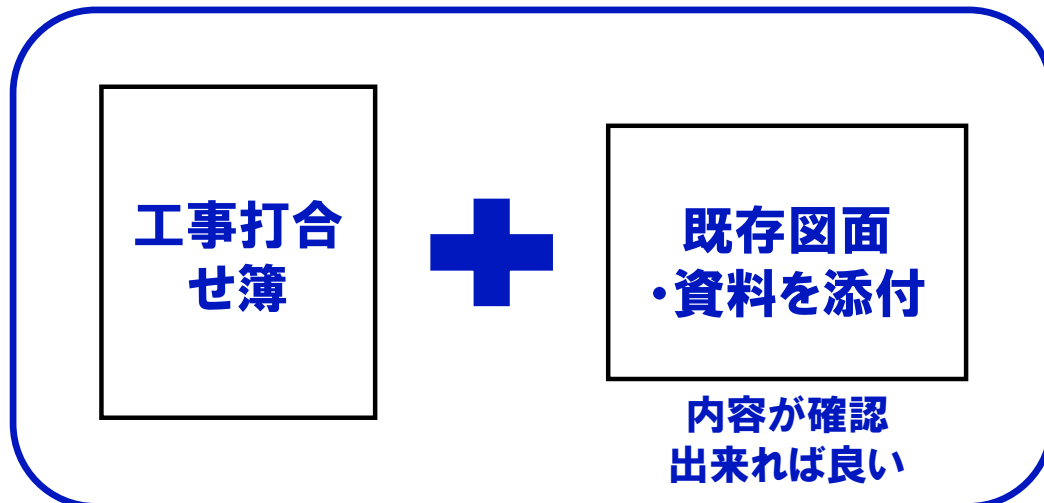
効率化



説明資料として現地状況の動画活用
遠隔臨場を合わせて実施

添付する資料は必要最小限かつ簡潔が良い（確認出来れば良い）

- 監督員、現場技術員は過度な説明用の資料の作成や添付を求めないこと。
- 資料を添付する場合は、極力、既存図面や既存資料を活用。
（内容が確認出来れば良い）
- 詳細図面や写真等に代えて動画を活用（添付）することも可能。
- 共通仕様書等のHP等で入手可能な一般的な基準類のコピーの添付は不要。



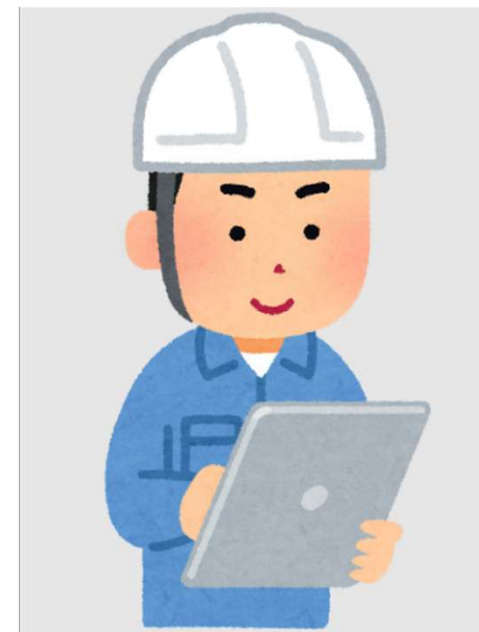
一般的な基準類
のコピー添付不要

施工計画書作成段階で実施項目、頻度等を確認

- 施工計画書作成段階で、受注者と発注者で必要な工種、頻度等を確認し、**過度な段階確認を行わない**。
- 施工計画書対象外の工事は**共通仕様書1-1-1-25に基づき実施**する。
- **確認項目**については原則、次ページの一覧により実施すること。



受発注者で実施項目、頻度等を確認



施工計画書に基づき、
計画的に段階確認

表 1-1-1 段階確認一覧表

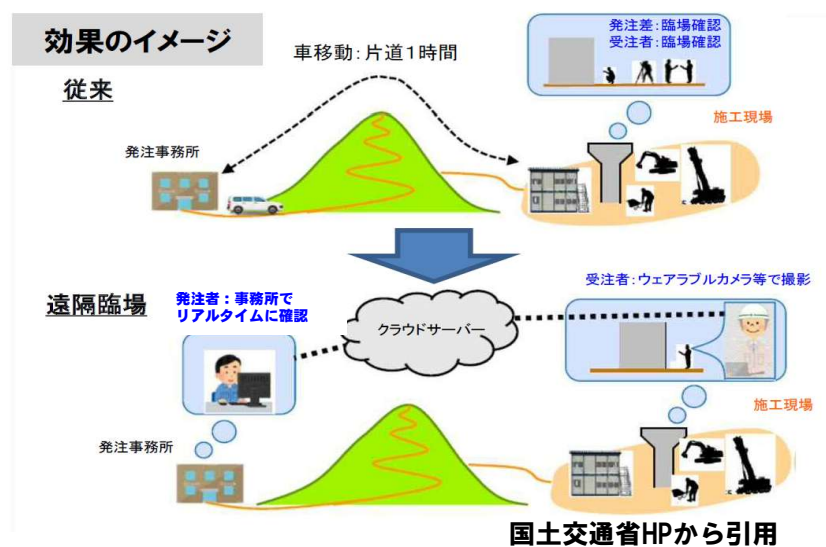
種別	細別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
河川・河川海岸・砂防土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（掘削工）		ブルーフローリング実施時
道路土工（路床盛土工）		
舗装工（下層路盤）		
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
パーチャルドレーン工	サンドドレーン	施工時
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパドレーン等	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌	施工時
	高圧噴射攪拌	施工完了時
	セメントミルク攪拌	
	生石灰パイル	
	薬液注入	施工時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時
	鋼管杭	現場接合時
	II鋼杭	打込完了時（打込杭） 掘削完了（支持層確認）時（中堀杭） 先端処理時（中堀杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭	掘削完了（支持層確認）時
	オールケーシング杭	鉄筋組立完了時
	アースドリル杭	施工完了時
	大口径杭	杭頭処理完了時 コンクリート打設時
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立完了時 施工完了時 グラウト注入時 コンクリート打設時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立完了時 コンクリート打設時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時

種別	細別	確認時期
置換工（重要構造物）		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防堰堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工（覆土工がある場合）	覆土工
	基礎工・根固工	設置完了前
重要構造物		土（岩）質の変化した時
両渠工（樋門・樋管含む）		床掘削完了時
躯体工（橋台）		鉄筋組立完了時
R C躯体工（橋脚）		埋戻し前
橋脚フーチング工		コンクリート打設時
R C擁壁		
砂防堰堤		
堰本体工		
排水機場本体工		
水門工		
共同溝本体工		
躯体工		沓座の位置決定時
R C躯体工		
床版工		鉄筋組立完了時 コンクリート打設時
鋼橋		仮組立完了時（仮組立が省略となる場合を除く）
ポストテンションT（I）桁製作工		プレストレスト導入時
プレビーム桁製作工		横締め作業完了時
プレキャストブロック桁組立工		プレストレスト導入完了時
P Cホロースラブ製作工		縦締め作業完了時
P C版桁製作工		P C鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作除く）
P C箱桁製作工		
P C片持箱桁製作工		
P C押し箱桁製作工		コンクリート打設時（工場製作除く）
床版・横組工		
地覆工		鉄筋組立て完了時
橋梁用高欄工		
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時
トンネル支保工		施工時（支保工変化ごと） 支保工完了時（支保工変化ごと）
トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時 コンクリート打設時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前 溶接完了時
	現場塗装工	塗装前 塗装完了時
塗装工		清掃・さび落とし施工時 施工時
樹木・芝生管理工、植生工	施肥、薬剤散布	施工時
ダム工		各工事ごとに別途定める

※測定基準や箇所については「徳島県土木工事施工管理基準（案）（令和6年7月）」を参照15

遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施

- ・ 遠隔臨場の活用は、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受発注者双方が効率的に確認立会可能となる。
- ・ ただし、遠隔臨場の対象工事は「監督員が現場に行かなくて良い」ものではない。
- ・ 遠隔臨場の活用により、創出された時間を有効に活用し、監督員は必要な現場の確認に努めることが重要。
 ※遠隔臨場撮影時に「歩きスマホ」状態にならないよう留意すること。



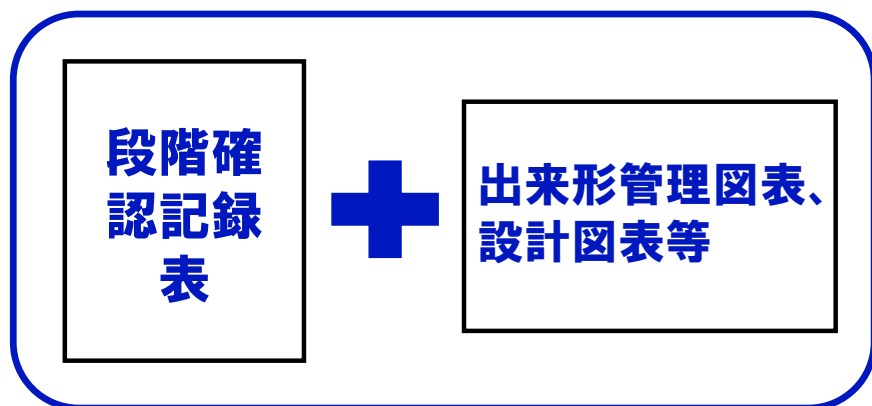
監督員・現場技術員の確認資料は電子的な方法による記録も可能

- ・ 受注者は段階確認のための **新たな資料の作成は不要**。
 - ・ 監督員、現場技術員が臨場した場合、 **臨場時の状況写真は不要**。
- 💡 工事写真の省略についてはP28を参照
- ・ 監督員、現場技術員が確認した実測値は **電子的な方法による記録も可能**とする。

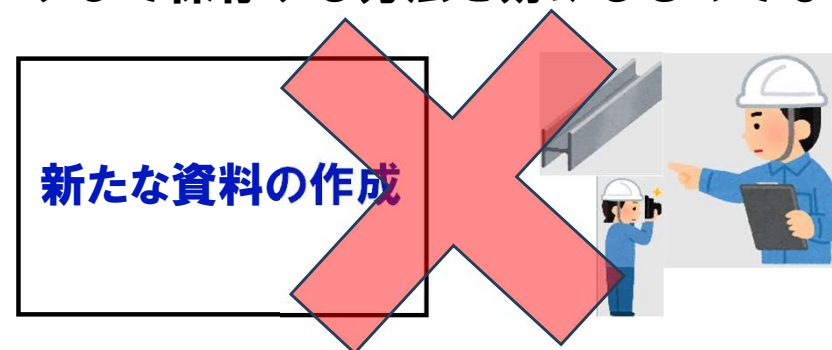
【事例】

現場でのタブレット等を用いた電子的な記録
(タッチペンによる手書き機能の活用を含む)

※タブレットを所持していない場合等、従来のスキャンして保存する方法を妨げるものでない。



監督員は、電子的な方法で実測値を記録



新たな資料・臨場
写真の添付不要

現場技術員が監督員への説明に使用する資料は現場技術員が作成

(参考) 現場技術員の業務内容

- 工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成。
- 工事の**設計変更**若しくは監督員への報告事項に必要な**調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成。**
- 使用材料・段階確認について設計図書との照合
- 地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成及び立会
- 監督員の指示に従い、中間検査、部分払い検査、完成検査等に臨場

- 施工計画書を提出する工事、又は監督員が特に指示する工事

→ 「安全訓練等実施計画書」を監督員に提出

- 監督員が請求する工事

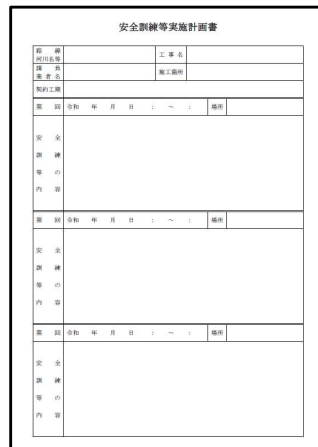
→ 「安全訓練等実施報告書」を監督員に提示

(※提出不要)

※安全巡視、TBM、KY活動、新規入場者教育等の安全対策実施記録は
工事成績評定を行う工事のみ任意提出提示

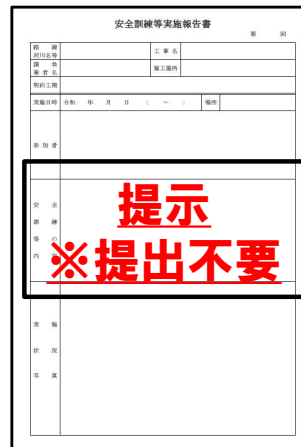
安全訓練等実施計画書

安全訓練等実施報告書



安全訓練等実施計画書

項目	内容
実施計画	
実施状況	
実施結果	



安全訓練等実施報告書

項目	内容
実施計画	
実施状況	
実施結果	

提示
※提出不要

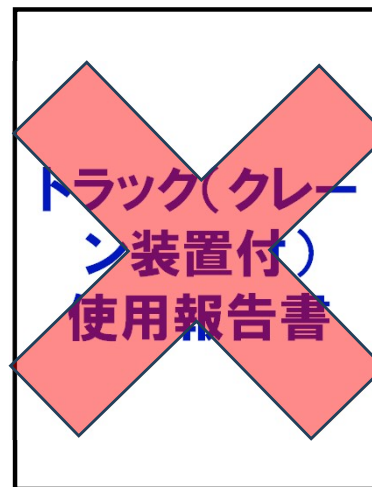
安全巡視、TBM、KY活動、
新規入場者教育
に関する安全対策実施記録



※実施した記録があれば
工事成績評定に反映されます。

- 安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は、受注者が整備・保管するが、監督員の請求があった場合に提示出来る体制とし、提出は不要。

- 任意提出書類としていたが、書類簡素化の観点から**廃止**する。



廃止

※監督員との協議により、装置付車両を使用できないことが認められた場合においても、現場の出入り口等に高さ制限装置を設置する等、安全対策に努めること。

徳島県土木工事共通仕様書

1-1-1-37 工事中の安全確保

8.トラック(クレーン装置付)における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置)付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック(クレーン装置付)を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。

実施工程％は、「請負代金額」と「現場で施工した金額」で算出

- ・ 実施工程％の**根拠資料の添付は不要**。

$$\text{実施工程％} = \frac{\text{現場で施工した金額}}{\text{請負代金額}}$$

※準備工段階（工場制作含む）であっても、金額が発生している場合は「現場で施工した金額」に計上する。

※指示書に記載された概算金額を「請負代金額」に含めて算出するなど現場の実態に合わせても良い。

(国土交通省標準様式 様式-14)
工事履行報告書

工事名	○○○○工事		
工期	○年○月○日 ~ ○年○月○日		
日付	○年●月●日 (● 月分)		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
○年5月	5	5	
○年6月	10	10	
○年7月	20	20	
○年8月	30	30	
○年9月	50	40	
○年10月	60		
○年11月	80		
○年12月	100		
(記事欄)			
主任監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者 監督技術者補佐

対象建設工事の条件

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m² 以上
建築物の新築または増築工事	床面積の合計 500m² 以上
建築物の修繕または模様替(リフォーム)等工事	請負代金の額 1億円 以上
その他工作物に関する工事(土木工事等)	請負代金の額 500万円 以上

対象となる特定建設資材

- ・コンクリート
- ・アスファルト・コンクリート
- ・木材

※使用のみの場合も**対象工事**となります。

手続きの流れ ※法=建設リサイクル法

- ①受注者から発注者へ契約前に事前説明(法12条)
- ②対象建設工事は契約書に記載(法13条)
- ③発注者から該当の窓口へ「通知」(法11条)
- ④通知済証を発注者から受注者へ通知

「対象外」となるケース

- ・特定建設資材ではないものの処理
- ・リース材の返却 等

💡 記載例(12条・13条)は次ページを参照

(参考) 建設リサイクル法12条記載例

新規

(別紙1)

説明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県〇〇総合県民局長 殿

受注者 住所 徳島県〇〇市●●町▲▲
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 ●●

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1 工事番号 〇〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

2 工事名 R〇〇徳士 〇〇川 徳・〇〇 〇〇工事

3 路線名等 〇〇川

4 工事箇所 〇〇市●●町▲▲

5 説明内容 添付資料のとおり

6 添付資料

- ①別表 (別表1~3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)
 - 別表1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
 - ②工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)
- (注) □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

(A4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他(河川工事(擁壁工))		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物の状況	築年数	年	
工作物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 3.0 m その他()	
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	工事着手前に実施する措置の内容
工作物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 4.0 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	一般国道〇〇号利用
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) <input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他	()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序(解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	使用部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			
予定工期: 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和●●年●●月●●日			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(別紙 4-1)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等)

工事番号: _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事に該当の有無

(次のいずれかの該当項目の口に「レ」を記入する。)

該当する (分別解体等の方法については以下のとおり)

該当しない (以下記載不要)

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土木 土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

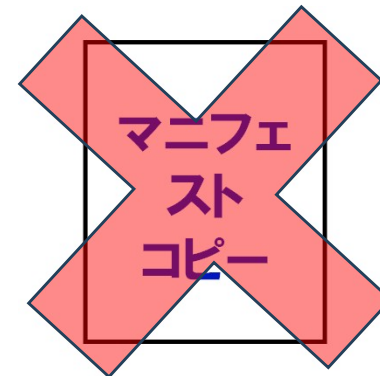
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻	有限会社●●	〇〇市●●町□□

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) _____ 500,000 円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

マニフェストは監督員への提示のみ、コピーの提出は不要

- 数量の根拠としても **マニフェストのコピーの提出は不要**。
- 数量の根拠は、マニフェストの提示を受けた監督員、現場技術員が **設計図書の変更までに確認**。
- 監督員への提示は電子マニフェストでも可とする。



マニフェストの
コピー添付不要

マニフェストを監督員、現場技術員へ提示

- **登録の確認依頼は、コリンズ登録内容確認システムからの監督員へのメール送信のみ。（紙提出は不要）**
- **監督員がシステム上で登録内容の確認を行うと、システムから受注者あてにメールが届く。（署名、押印は不要であり、紙資料の打ち出し不要）**
- **請負代金額のみの変更の場合は、原則として変更登録の必要はない。**
- **変更時としゅん工時の間が土曜日・日曜日・祝日等を除き14日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。**

3 写真管理

以下のケース①～③の場合、工事写真は省略可能

ケース① 品質証明書がある場合

公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合

↓
品質管理写真の撮影を省略可能



ケース② 完成後測定可能な部分

完成後測定可能な部分

↓
出来形管理状況(形状、寸法、数量)のわかる写真を工種ごとに1回撮影でよい

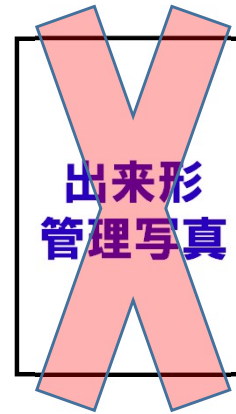


ケース③ 監督員等が臨場時

監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所

↓
出来形管理写真を省略

※臨場時の状況写真は不要



徳島県土木工事施工管理基準(案) 10.写真管理基準 4.写真の省略

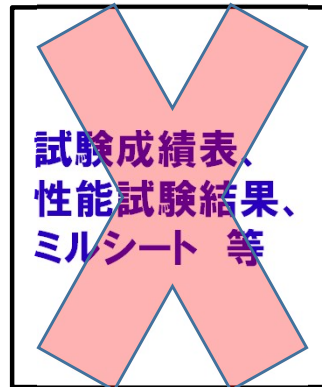
工事写真は次の場合は省略できるものとする。

- (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。
- (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3)監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

4 材料品質管理書類

JISマーク表示がされている材料・製品の

- ・工事に使用した材料の品質を証明する資料 → JISマーク表示状態を示す写真等
- ・使用承諾願に添付する、見本又は品質を証明する資料 → 認証書又は
JISマーク表示状態を示す写真等



→ 提出不要

徳島県土木工事共通仕様書

第2編 材料編 第1章 一般事項

第2節 工事材料の品質

1. 一般事項

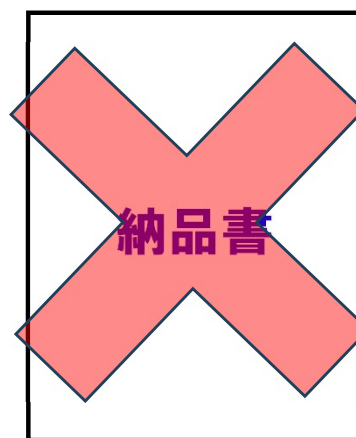
受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事しゅん工検査請求書提出時までに監督員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下「JISマーク表示品」という。)については、JISマーク表示状態を示す写真等の確認資料に替えることができる。

4. 使用承諾願の提出

受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、使用承諾願に見本または品質を証明する資料を添付し、工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、認証書またはJISマーク表示状態を示す写真等の提出とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

納品書の提出については規定していない。
ただし、コンクリートの納入書は監督員から請求があった場合は提示が必要。



納品書の
提出不要

徳島県土木工事共通仕様書

1-3-3-2 工場の選定

2. JISのレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編1-3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書を使用前に監督員へ提出するとともに、レディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

レディーミクストコンクリートを用いる場合の提出書類について

変更なし

受注者が、「マル適マーク使用承認工場」を選定し、その工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合、使用前に監督員に提出が必要な書類は、以下の①～③である。

- ①材料使用承諾願
- ②レディーミクストコンクリート配合計画書
- ③品質管理監査合格証の写し

骨材のアルカリシリカ反応性試験報告書
コンクリート用化学混和剤試験結果報告書
セメント試験成績表
骨材試験成績表
水質試験報告書
JISマーク表示制度認証書
日本工業規格適合性認証書 等

提出不要


💡 マル適マーク使用承認工場とは？

全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場

「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」について

変更なし

- 請負代金額500万円未満の工事 → **提出不要**
- 請負代金額500万円以上、かつ工事成績評定を行う工事 → **任意提出**



任意仮設に
おける県内産
木材購入
実績報告書

請負代金額
500万円未満
の工事
↓
提出不要

※徳島県では、県の施策として**県産木材の利用促進**に取り組んでいます。工事看板・バリケード等については、**県産木材を優先して使用するよう努めてください。**

★木材利用換算表の作成・公表

(県HP「土木工事主要提出書類(施工管理)」に公開)

- 受注者の入力負担軽減を図るよう「木材利用換算表」を作成・公表しています。
- 「木材利用換算表」は木材製品の実数量から体積(m³)に換算するための表です。
- 受注者は「木材利用換算表」を確認し、木材の体積を入力してください。

(参考) 任意仮設における県内産木材購入実績報告書に係る木材使用量の換算表

この表は、任意仮設における県内産木材購入実績報告書に記載する木材の使用量の計算をに当たり、参考となるように代表的にとりまとめたものです。実態が以下の表にそくわない場合には、別の方法で計算してください。

工程	規格など	(参考1) 計算方法	計算欄				小計(m ³)	(参考2) イメージ
			数量	単位	体積(m ³)	セルに直接入力が可能です。		
	1800*900	1枚あたり 0.035m ³	1	枚	0.035	0.086		
	1400*1100	1枚あたり 0.024m ³	1	枚	0.024			
	1400*800	1枚あたり 0.027m ³	1	枚	0.027			
	1400*550	1枚あたり 0.021m ³	0	枚	0.000			
	1400*300	1枚あたり 0.015m ³	0	枚	0.000			
	1200*800	1枚あたり 0.024m ³	0	枚	0.000			
	1200*550	1枚あたり 0.018m ³	0	枚	0.000			
	1200*300	1枚あたり 0.013m ³	0	枚	0.000			
	1100*800	1枚あたり 0.022m ³	0	枚	0.000			
	1100*550	1枚あたり 0.017m ³	0	枚	0.000			
(1) 工事用看板類	1100*300	1枚あたり 0.012m ³	0	枚	0.000			

5 出来形管理書類

「徳島県土木工事施工管理基準(案)出来形管理基準及び規格値」に記載された工種及び測定項目毎に、**測定点(※)**が6以上ある測定項目について、「**工程能力図**」が提出された場合、出来形の測定値に関するばらつきの判断について、工事成績評定に反映されます。

なお、「**工程能力図**」が不要な測定項目については、以下を参照してください。

★工程能力図が不要な測定項目

ただし、出来形管理図等の測定結果の分かる書類は必要

[出来形]

- ・主たる工種(及び副工種)以外の工種における測定項目
- ・出来形管理基準の「工種ごと・測定項目ごと」に見て、測定点が5以下の測定項目
- ・基礎砕石、均しコンクリートにおける測定項目
- ・隣接する既設構造物により設計値が定まる測定項目
(例:両側に既設構造物がある舗装工の幅)
- ・規格値が「設計値以上」となっている場合等、規格値の50%(80%)を設定できない測定項目
- ・施工後の実測値を設計値に反映した測定項目
- ・既製型枠を使用した工種(例:根固めブロック)における構造寸法に係る測定項目

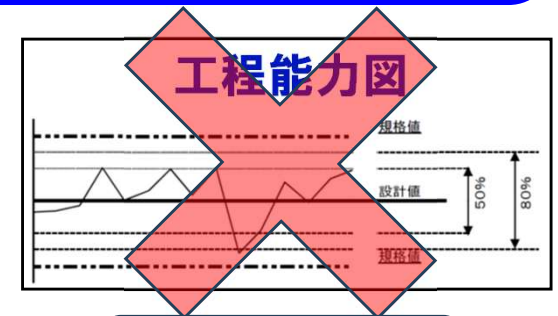
[品質]

- ・生コンクリートの品質(圧縮強度・空気量・スランプ等)

※測定点について

出典:「工事成績評定において確認する書類一覧表」の留意事項③

徳島県土木工事出来形管理基準(案)で定められた測定箇所(詳細は次頁参照)で測定された点のこと。



作成不要

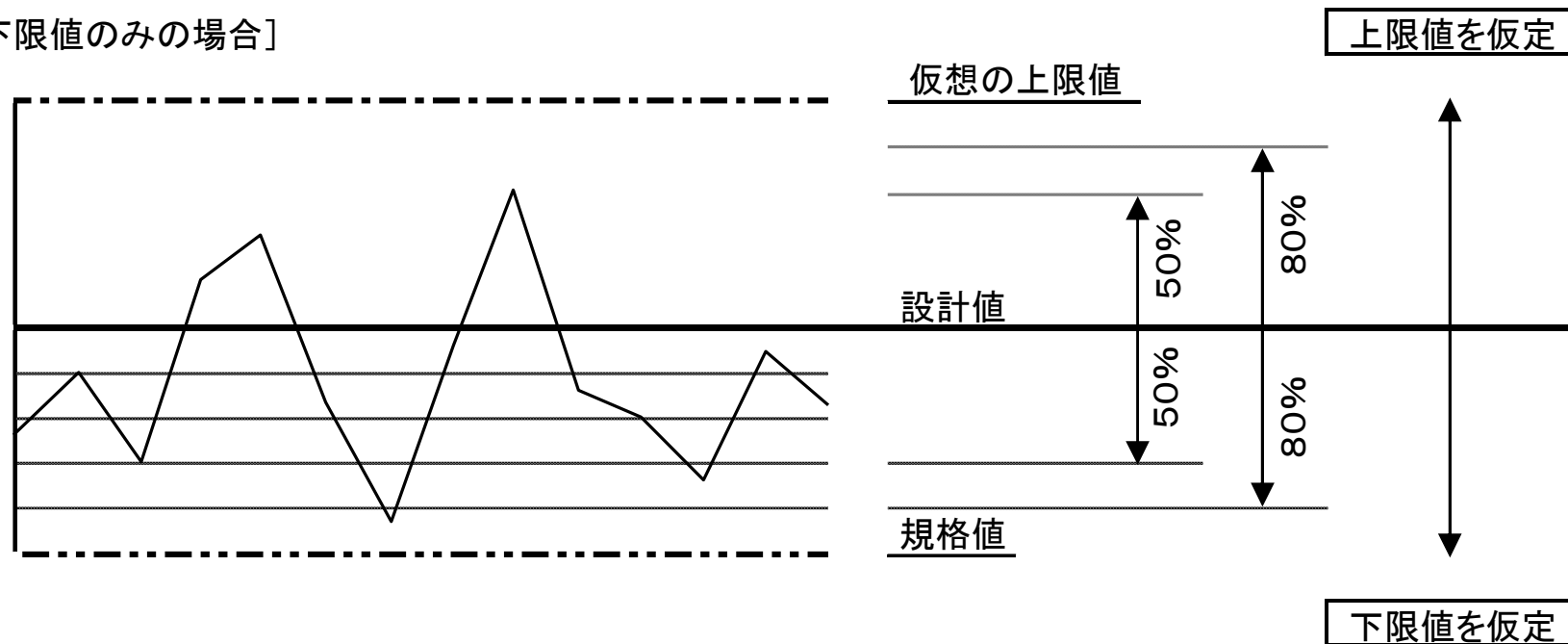
「工程能力図」を作成しても工事成績評定に反映されない。

💡 工事が**ばらつき**の判断の対象となるかどうかを事前に確認し、業務の効率化に努めましょう。不明な点については、監督員に相談してください。

測定項目の規格値が下限値のみの場合のばらつきの考え方は、
下限値と同様の値があるものと仮定し、ばらつきの%(パーセント)を考慮する。
※規格値が上限値のみの場合も同様。

★出来形及び品質のばらつきの考え方 [工程能力図の場合]

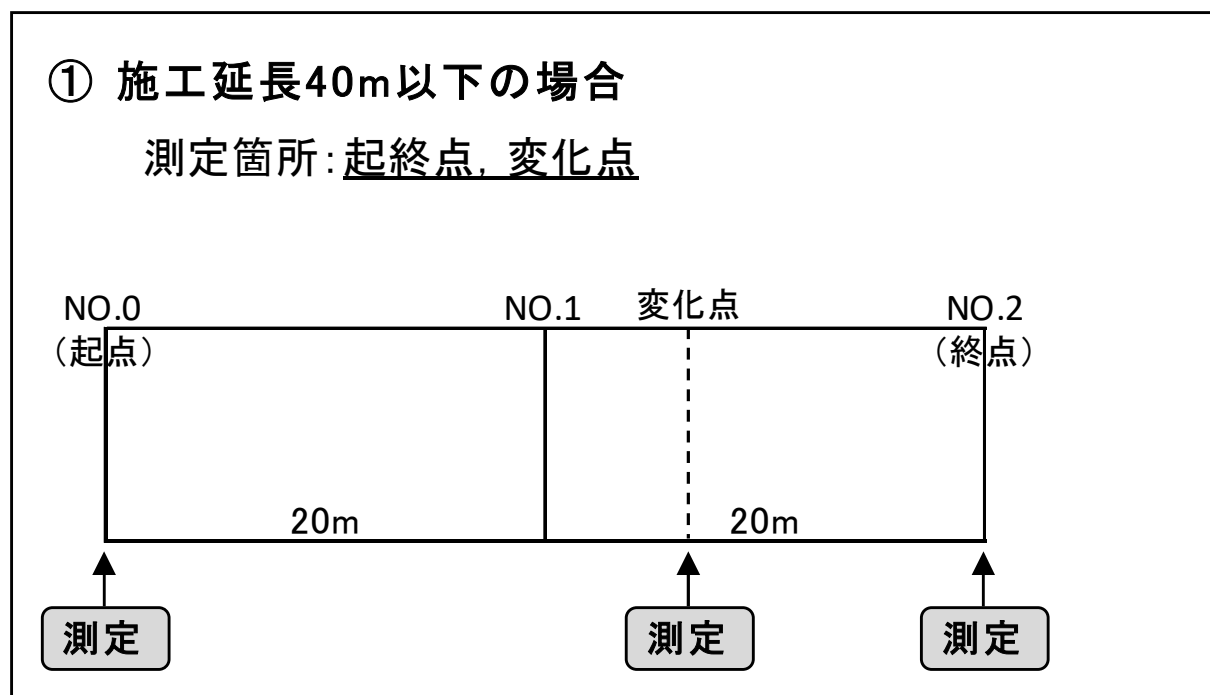
[下限値のみの場合]



出典:「徳島県工事成績表の審査項目別運用表(土木)」の別紙-4(土木工事)

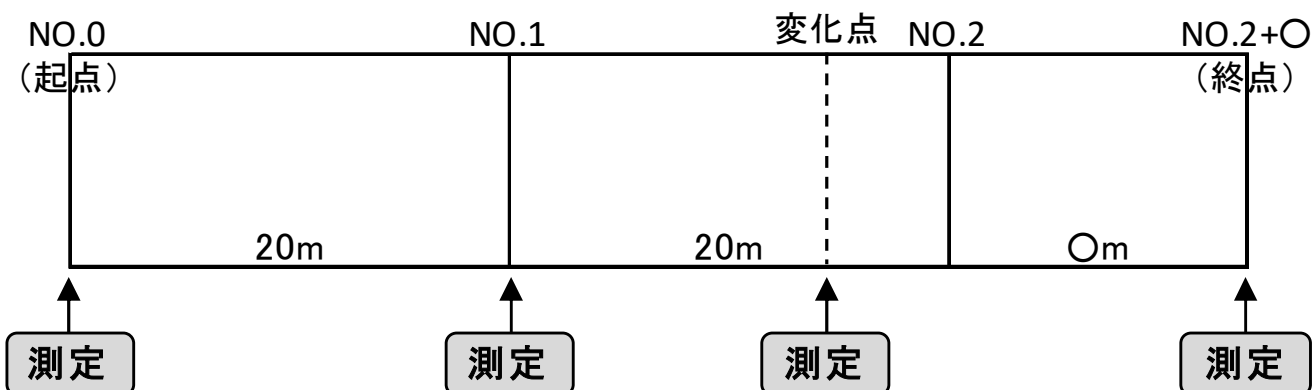
💡 仮想の上限値 (又は下限値) のない工程能力図が提出された場合、ばらつきで判断不可能として評価されますので、不明な点については、監督員に相談してください。

- 出来形管理基準の測定基準において「施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所」測定とされている工種については、原則として、以下①～③に示す**測定箇所**について測定するものとし、その測定結果(出来形管理図表、出来形管理図、写真等)を提出しなければならない。
- なお、以下の①～③に示す**測定箇所**以外の箇所については、測定結果の提出は不要であるが、施工箇所全体に渡り、出来形管理基準に示す規格値を満足するよう施工管理を実施しなければならない。



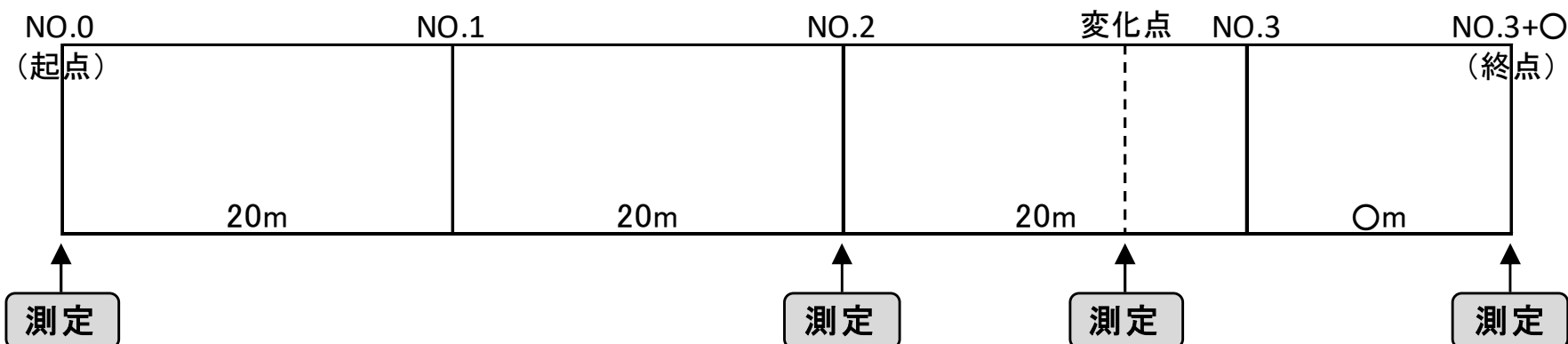
② 施工延長40mを超え60m以下の場合

測定箇所: 起終点, NO.1, 変化点



③ 施工延長60m超の場合

測定箇所: 起終点, 偶数NO測点, 変化点



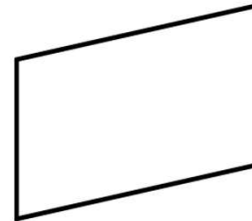
・**変化点**は、構造又は高さが変化する二重断面となる点、及び構造物の天端高や床付面の縦断勾配が変化する点とする(右図参照)。

※ただし、現場の状況により、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、別途選定できるものとする。

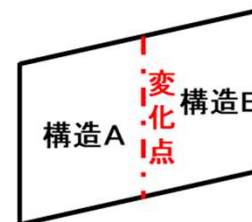
変化点について(参考)

変化点については、以下のケース1~4(※図面は構造物展開図)を参照し設定すること。

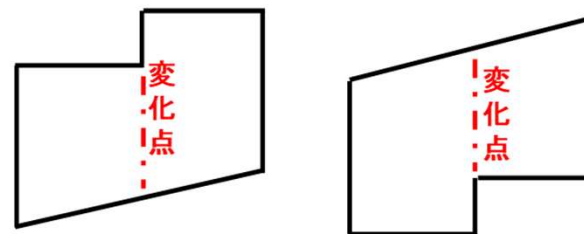
ケース1: 断面変化がない場合→変化点なし



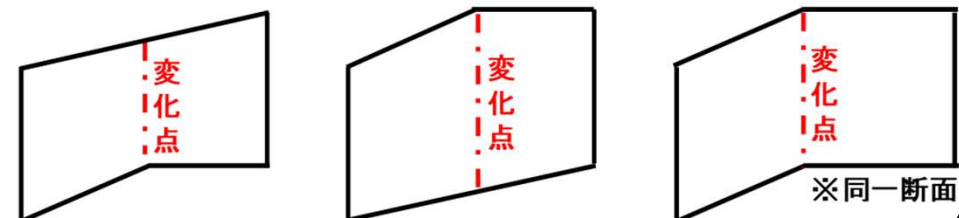
ケース2: 構造が変化する二重断面となる点



ケース3: 高さが変化する二重断面となる点



ケース4: 構造物の天端高や床付面の縦断勾配が変化する点



※同一断面

~~6 日報等の報告~~

86 書類の提出方法・時期等

「休日・夜間作業届」の提出について

見え消し

「休日・夜間作業届」については、「**確定している作業日**」について提出

★週休2日確保工事等への対応

「休日・夜間作業届」は、「**確定している作業日**」のみ提出。
ただし、作業日毎に提出する必要は無く、確定している作業日は
集約して提出しても良い。

徳島県土木工事共通仕様書

1-1-1-35 週休二日の対応

受注者は、原則、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。

1-1-1-47 施工時期及び施工時間の変更

2. 休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に
作業を行うとき、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。

週休2日確保工事等実施要領(R7.8.1)

第6条

3 受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、徳島県土木工事共通仕様書等に規定さ
れているとおり、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなけれ

ばならない。また、現場閉所日の振替を行う場合は、振替日を監督員に協議すること。

5 完全週休2日(土日)に取り組む工事において、受注者の責によらず土日に施工を行わざ
るを得ない場合は、事前に協議した上で、土日になる現場閉所

日を同一の週で決定し、1週間に2日以上現場閉所を行うものとする。なお、一週間の定
義は「月曜から日曜まで」を基本とする。

休日・夜間作業届

記入例		電子メール様式2		
休日・夜間作業届				
工事名	R3〇土 〇〇 〇・〇〇 〇〇工事	受注者名	〇〇建設(株)	
提出年月日	受注者確認欄(押印省略)		備考	
R3.7.12	現場代理人	監理(主任)技術者		
	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇		
共通仕様書第1編1-1-1-45第2項に基づき、提出します。				
作業内容		区分	作業年月日	備考
作業工種	作業場所			
土砂掘削・運搬	〇〇市〇〇町〇〇	休日	R3.7.17	
基層工	〇〇市〇〇町〇〇	夜間	R3.7.20	
確認年月日	発注者確認欄(押印省略)		備考	
R3.7.12	主任監督員	現場監督員		
	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇		

一部の工事関係書類(契約書等)を除き、押印は**不要(押印廃止)**

- ・様式に「印」の明記がない工事関係書類 → 押印**不要**
 - ・様式に押印欄がある工事関係書類 → 押印**不要**
- (各種様式及び土木工事主要提出書類チェックリスト参照)

※押印しないことを強制するものでないため、押印されていても従来のとおり受付けます。

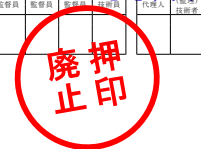
「印」の明記
がない書類



→**押印不要**
(※住所、氏名等は印字)

- ・工程表
- ・現場代理人及び主任技術者等選任通知書
- ・主任技術者兼務届 等

押印欄
がある書類



→**押印不要**
(※名字を印字又は手書き)

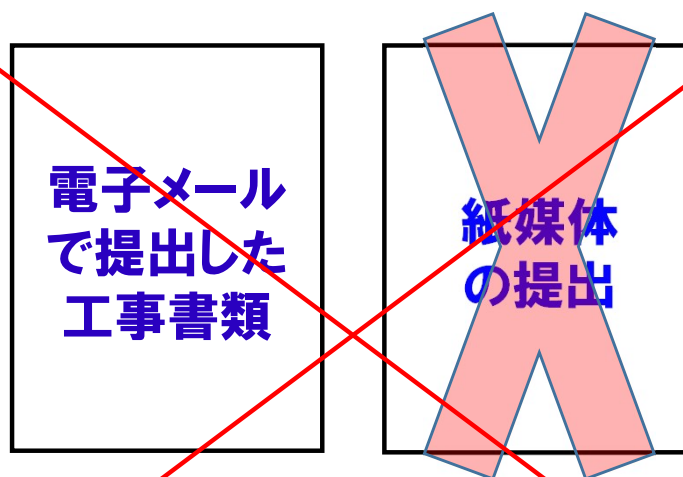
- ・工事打合せ簿
- ・段階確認書
- ・工事履行報告書 等

💡 **情報共有システムを活用する工事**については、
従来のとおり情報共有システムにより処理を行うこととします。

「電子メールで提出した工事書類」の再提出(紙媒体の提出)について

見え消し

「電子メールで提出した工事書類」は、印刷したものの再度提出は**不要**
ただし、電子メールで提出した工事打合せ簿等については電子納品が必要
(徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】参照)

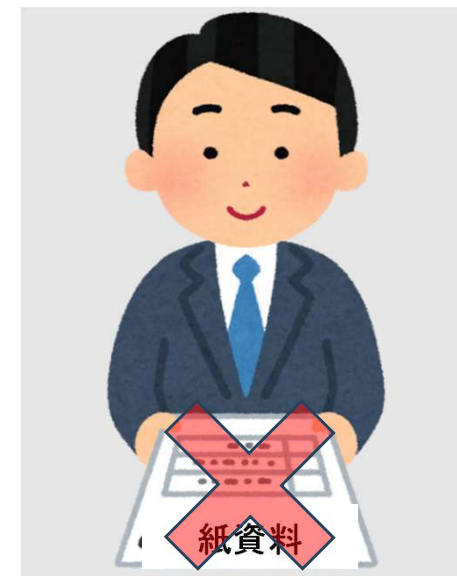
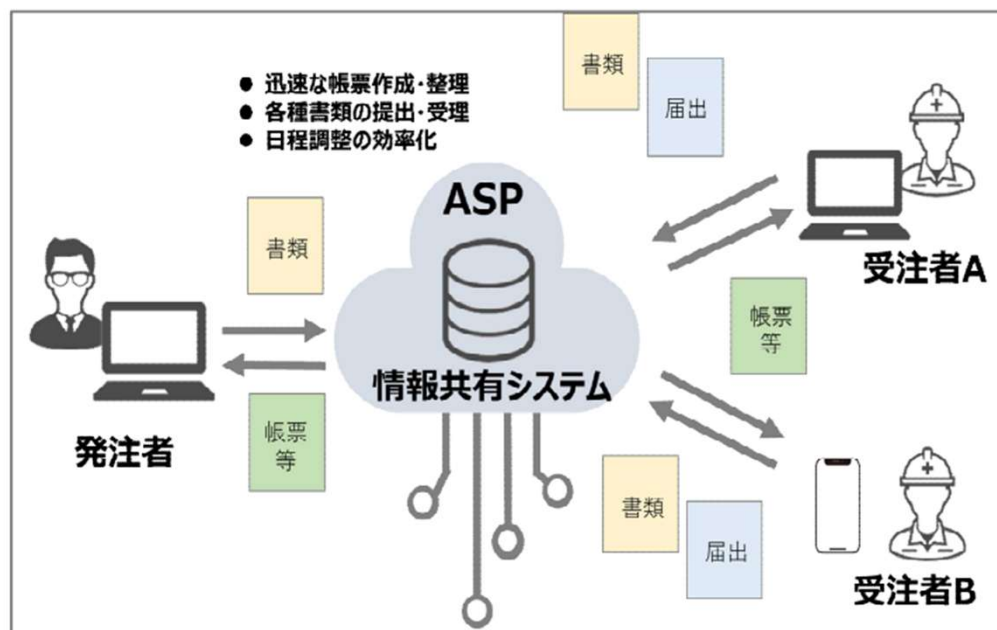


電子メールを活用可能な工事書類

- (1) 工事打合せ簿(提出・報告・通知・指示)
- (2) 休日・夜間作業届
- (3) 工事履行報告書
- (4) 工事实績データ(登録のための確認のお願い、登録内容確認書)
- (5) 再生資源利用実施書
- (6) 再生資源利用促進実施書
- (7) 任意仮設における県内産木材購入実績報告書
- (8) 徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書
- (9) その他受発注者間の協議により対象とした書類

出典: 電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領

- ASP（情報共有システム）は、書類の作成や受発注者間のやりとりをWEBを通して行うシステムで、書類を電子データで管理。
- 電子で提出した書類を紙で再提出は不要。
- 「工事書類の処理の迅速化」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。



**電子で提出した
書類は紙提出不要**

「土木工事主要提出書類チェックリスト」について

見え消し

主要な提出書類について、以下の内容を整理し、一覧表にまとめたもの

- ・提出書類の様式の有無
- ・ハンコレス(押印を廃止した提出書類)
- ・提出、提示時期
- ・対象工事
- ・受注者へ提出、提示 等

土木工事主要提出書類 チェックリスト

土木工事主要提出書類チェックリスト (時系列) 【受注者用】											
提出書類	提出時期	提出場所	提出回数	提出回数	提出回数	提出回数	提出回数	提出回数	提出回数	提出回数	提出回数
1 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
60 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
61 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
64 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
65 工事打合せ簿(別紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
68 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
71 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
72 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
73 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
74 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
75 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
76 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
77 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
78 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
79 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
80 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
81 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
82 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
83 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
84 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
85 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
86 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
87 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
88 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
89 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
90 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
91 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
92 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
93 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
94 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
95 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
96 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
97 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
98 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
99 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
100 工事打合せ簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

押印を廃止した書類

書類を提出する必要がある
工事内容について記載

記載例

提出書類等	様式の有無	ハンコレス	電子入札様式	ASP又は電子メール等を活用可能な工事書類	チェック	提出・提示時期	対象工事	受注者
66 工事打合せ簿	○	○	○	○	□	適宜	全ての工事	提出等

様式の有無
○:県様式有り

書類の提出・提示時期を記載

※土木工事主要提出書類チェックリストを参考に、提出書類を作成してください。

徳島県土木工事共通仕様書
1-1-1-27 工事完成図書等の納品
1.工事完成図書の納品

(1)受注者は、約款、共通仕様書等に規定する書類(土木工事主要提出書類チェックリストを参考)を監督員に提出しなければならない。

以下の書類の提出期間は、
「契約締結後(又は変更日から)土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」である。
(※工事履行報告書は、翌月の10日まで)

■提出期間を変更する書類

- ・工程表
- ・現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書(※1)
- ・低入札工事の専任配置技術者選任(変更)通知書(※2)
- ・着手予定届
- ・技術者台帳
- ・施工体制台帳の写し
- ・施工体系図の写し
- ・再下請負通知書の写し
- ・工事履行報告書

(※1)の書類(当初)は、総合評価落札方式の場合を除く。

(※2)の書類(当初)は除く。

■適用時期

令和元年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う土木工事から適用

「書類の提出期間」の見直しについて

見え消し

<参考> 契約締結後(又は変更日から)土曜日, 日曜日, 祝日等を除き10日以内の考え方

〇月	1	2	3	4	5	6
	月	火	水	木	金	土
	※契約締結日(変更日)は起算しない				※土曜日は起算しない	
7	8	9	10	11	12	13
日	月	火	水	木	金	土
	※日曜日, 祝日は起算しない		契約締結日 (変更日)	①	②	③
14	15	16	17	18	19	20
日	月	火	水	木	金	土
		④	⑤	⑥	⑦	
21	22	23	24	25	26	27
日	月	火	水	木	金	土
	⑧	⑨	提出(提示) 期限日 ⑩			
28	29	30				
日	月	契約締結日(変更日)が9日(火)の場合の, 土曜日, 日曜日, 祝日等を除き10日目				

<凡例>
 : 土曜日
 : 日曜日
 : 祝日

(参考)「書類の提出期間」の数え方

見え消し

契約締結後（又は変更日から）土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内の数え方

○月	1	2	3	4	5	6
	月	火	水	木	金	土
	契約締結日（変更日）は起算しない			土曜日は起算しない		

7	8	9	10	11	12	13
日	月	火	水	木	金	土
		契約締結日 （変更日）	①	②	③	

14	15	16	17	18	19	20
日	月	火	水	木	金	土
	祝日	④	⑤	⑥	⑦	

日曜日、祝日は起算しない		24	25	26	27
		水	木	金	土
⑧		契約締結日（変更日）が9日の場合、 土曜日、日曜日、祝日等を除き14日目		⑩	⑫

28	29	30	31
日	月	火	水
⑬		提出（提示） 期限 ⑭	

技術者等の雇用関係を確認する資料(~~健康保険証の写し等~~)は提出ではなく**提示**としている。

~~技術者等の雇用関係を確認する資料
(健康保険証の写し等)~~

→**提示(※提出は不要)**

雇用関係を確認する資料

書類	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	従業員本人	全国健康保険協会 健康保険組合	
源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者	
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合	
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村	
国家資格者等及び監理技術者一覧表	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	建設業許可申請
技術職員名簿	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	経営事項審査申請
雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	

※出典:現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル

7 ~~書類の提出が対象外となる工事~~ 書類提出が不要となる場合

以下の書類は**提出不要**

- ①建設リサイクル法第12条関係様式(説明書)
- ②建設リサイクル法第13条関係様式(分別解体等の方法等)
- ③工事实績データの登録(CORINS登録システム)
 - ・登録のための確認のお願い
 - ・登録内容確認書
- ④任意仮設における県内産木材購入実績報告書
- ⑤~~トラック(クレーン装置付)~~における上空施設への接触事故防止装置の使用報告書
- ⑥⑤徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書

監督員が指示する場合にのみ提出等が必要な書類について

変更なし

監督員からの指示(設計図書への記載)がなければ、以下の書類は**提出不要**

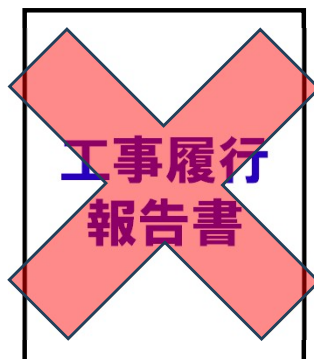
※()は監督員からの指示(設計図書への記載)があった場合の対応

- ①工事測量結果(提出)
- ②土壌硬度試験及び土壌試験結果(提示)
- ③安全訓練等実施報告書(提示)
- ④工事履行報告書(提出)
- ⑤加熱加工鉄筋の調査・試験資料等(提示)
- ⑥資機材保管計画書(提出)
- ⑦墜落防止チェックシート(提示)

★現場説明書に「工事履行報告書の作成」について明記

(令和元年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う土木工事から適用)

- ・発注者は、工事工程を把握し、必要に応じて工事の促進の指示を行う必要があるような場合、現場説明書に「工事履行報告書の作成」について明記



現場説明書に
「工事履行報告書の作成」
の明記が無い場合

提出不要

不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

- 本マニュアルにおいて不要としている書類を作成しても 工事成績評定では評価されない。
- 書類の見栄えや多さは、工事成績評定に影響しない。
- 工事概要説明資料（ダイジェスト版）等の工事検査のために新たな資料の作成は不要。
- 発注者（監督員、検査員、現場技術員）は、不要な書類の提出、提示は求めないこと。

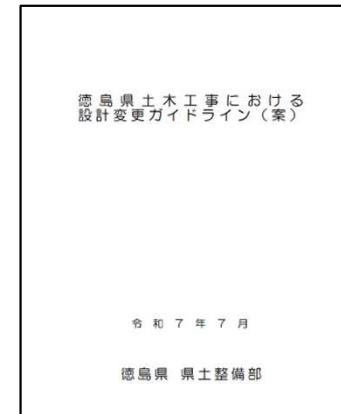
98 設計変更

設計図書(図面、現場説明書、仕様書)の範囲を超える内容について、発注者が受注者に指示

対応する上での注意点

- ・発注者は、変更を指示する場合、**指示書**により受注者に指示すること
(※軽易なもの、災害時等緊急な場合は除く)
- ・発注者は、変更指示を行う場合は、**指示書**にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努めること(※緊急的に作業を指示する場合や、概算金額の算定に時間を要する場合を除く)
- ・受注者は、**指示書**より実施内容、概算金額を確認した上で作業を実施
- ・**徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)**により適切な設計変更を行うこと

徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)



設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等についてまとめたもの

- ・工事が設計図書に適合しておらず、改造請求、修補を発注者が受注者に指示
- ・仕様書に規定された方法で施工しておらず、品質確認のための作業を発注者が受注者に指示

対応する上での注意点

- ・設計図書に適合していない場合、**正式な書面**により受注者に指示すること
- ・指示内容(費用負担含む)は、事前に受発注者間で**協議**を行い決定すること
- ・発注者は一方的に受注者に指示しないこと

💡 受発注者間で、追加作業の目的、実施内容及び概算金額について共有し、作業実施後にトラブルとにならないよう適切な対応をお願いします。

~~109~~ 関係基準等の保存場所(県HP)

名 称	適用、概要など	県HP公開
徳島県土木工事共通仕様書	各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7241485/
徳島県土木工事施工管理基準（案）	土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたもの。 ・ 出来形管理基準及び規格値 ・ 品質管理基準及び規格値 ・ 写真管理基準	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7241484/
土木工事主要提出書類	契約約款、共通仕様書、施工管理基準等から受注者が提出することとされた書類を抽出して整理し、そのうち主な書類をまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/
土木工事主要提出書類チェックリスト等	提出書類について整理し、対象工事等を記載したもの。	
電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領	土木工事における、電子メール等を活用した工事書類の提出等に関する運用について必要となる事項について定めたもの。	
現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル	建設工事に配置する現場代理人及び主任技術者等について、統一的な解釈及び運用を図り、建設工事の適切な施工の確保に資するため、現場代理人及び主任技術者等の設置に関する国や県からの通知、建設業法、約款、共通仕様書等の内容をひとつにまとめたもの	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2013121000222/
徳島県土木工事における設計変更ガイドライン（案）	設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等についてまとめたもの	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7304735/
工事成績評定において確認する書類一覧表	工事成績評定において確認する書類について一覧表にまとめたもの	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/



徳島県 県土整備部 建設管理課

(URL) <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5028202/>